

1. 10 連休に向けた対応について

- 10 連休に向けた対応についてお話をさせていただく。
- これまでも再三申し上げてきたが、4 月 27 日から 5 月 6 日までの間、10 連休となる。日証協におかれては、10 連休中の証券会社の営業等について、投資家への周知にご協力いただき感謝する。
- 10 連休の開始まで 2 週間を切ったが、顧客に対する十分な事前周知など、準備が万全であるか、最終的な確認をしていただきたい。
これまで一部の証券会社を対象に、10 連休の対応についてヒアリングを行ってきたが、顧客周知が不十分な先も見られたところ。
具体的には、
 - ・証券取引所が 10 連休となるため、国内株式の売買が行えないこと
 - ・連休中における海外市場の大きな変動、国内のイベント発生等により、連休明けの国内市場が影響を受け、資産価格が大きく変動する可能性があること
 - ・外国株式等を取扱う証券会社については、取扱日時や受付手段 などについて、周知が漏れていないか確認していただきたい。また、10 連休が近づく中、10 連休を踏まえたポジション調整を行う顧客が増えることも想定され得るところ、10 連休に備えた投資相談があれば、丁寧に対応していただくとともに、連休中に投資相談窓口を開設する社においては、その旨の周知をお願いしたい。
各社には、これまでも顧客周知に取り組んでいただいているが、今一度顧客目線に立ち、対面での説明、郵便物へのチラシの同封・メール等顧客に直接届く方法で、周知活動に汗をかいていただくようお願いしたい。日本証券業協会におかれては、既に WEB サイト等を通じ、周知活動に取り組んでいただいているが、10 連休開始まで残り 2 週間を切っており、より目に見える形での広報活動の強化に取り組んでいただくようお願いしたい。
- また、各社におかれては、顧客周知のほか、システムリスクの点検等についても適切に対応願いたい。

- 過去に例のない長期の休暇となるため、国民生活に支障を来たすことのないよう、準備に万全を期していただきたい。

2. コンプライアンス態勢について

- 続いて、コンプライアンス態勢について言及させていただく。
- 最近、証券会社において、重大な事案から軽微な事案まで、コンプライアンス上の問題が多く発生している。例えば、
 - ・証券会社において、売却する外国株式の損益について、損失が発生しているにもかかわらず利益が発生している旨を伝えるなどといった虚偽表示又は誤解表示を行った事案、
 - ・杜撰な空売り注文の受注・執行態勢により、顧客との間で多数の決済遅延を発生させた事案、
 - ・内部者取引や相場操縦等の不公正取引に係る事案など法令等違反行為も発生しているほか、
 - ・法令等違反行為には該当しないものの、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の観点から問題のある事案が発生している。
- 各事案の内容に応じて根本原因等のモニタリングを行っているところ、顧客の利益よりも収益優先の業務運営が行われているほか、過去に発生した事案を踏まえた施策について、時間の経過に伴い、営業現場において、自己規律や教訓が風化する、あるいはそもそも根付いていないなど、内部管理に緩みが生じている状況が認められている。
- また、コンプライアンスについて、様々な施策を実施している場合でも、ルールベースの確認を中心としたものとなっており、営業現場等が、当該施策の趣旨や目的を十分に理解していないため、幅広い視点からの確認・検証が不十分となっている。そのため、そもそも事案のどこに問題があるのかといった本質に気付くことができないケースも散見される。
- 経営陣は、自らが顧客の利益を第一に考える経営姿勢を改めて明確に打ち出すとともに、適時・適切に営業現場の実態を把握し、過去の事案を踏まえた教訓を風化させず、高い自己規律の下で業務運営を行う

ための内部管理体制を整備していただきたい。また、様々な施策について、ルールベースにとどまらず、プリンシプルベースの観点から見直し、問題があれば適切な対応を行うなど、実効性あるコンプライアンス態勢を構築してもらいたい。

3. 自主規制規則について

- 最後に、貴協会の自主規制規則についてお話をさせて頂く。

- 金融庁では、昨事務年度、「検査・監督基本方針」の策定や、組織再編を行うなど、金融行政の基本的な考え方・検査監督の進め方について、「形式・過去・部分」への集中を排し、「実質・未来・全体」へと視野を広げるよう転換を図っている。
この一環として、これまでの“ルールベースの行政”から、“ルールとプリンシプルのバランスを重視する行政”へと転換しているところだが、これを実現するためには、業界団体による自主規制規則においても、過剰な規制により金融機関の創意工夫が妨げられないようにする必要がある。

- この点、貴協会の自主規制規則については、最近の証券業界を取り巻く環境変化に即したものとなっていない、あるいはルールベースで詳細な規定が設けられているため遵守のための負担が重い、との意見もあるところである。

- プリンシプルベースでの自主規制規則を確立していくためには、各社が高い自己規律の下で業務運営を行うことが前提となるため、自己規律の確立に向けて各社との対話はしっかりと継続していくが、一方で、現行の自主規制規則が高い自己規律を有する各社の創意工夫の妨げにならないかどうか、
 - ・「プリンシプルベースの規制」と「ルールベースの規制」とが相互補完的にベストミックスなものとなっているか、
 - ・規制コストも踏まえた適切な水準のものとなっているか、などの観点から、貴協会において点検を行い、その結果を踏まえ、自主規制規則の見直しを行って頂きたい。

なお、自主規制規則は監督指針などと密接に関係していることから、場合により監督指針等の見直しも必要となることも考えられる。具体的な点検の進め方は今後協議していくことになるが、いずれにせよ、貴協会と当庁とがしっかりと連携して進めることが重要と考えている。

4. 証券会社におけるIPO引受審査の高度化の検討について

- 当庁では、新規株式公開（IPO）を行う企業が増加傾向にある中で、IPOを行う企業には、これまで見られなかったIT関連技術を用いる企業や新たなビジネスモデルの企業が含まれることから、業態・業種に応じた引受審査の更なる品質向上に向けた取組みを促すため、証券会社の引受審査の状況についてモニタリングを行ってきたところ。
- また、昨年末のIPO案件に関し、これまでの実態把握において、金融機関側自らのリスクについての検討は十分に行われている一方、市場全体に与える影響についての検討や、IPOの割当先となる顧客（主に個人の投資家）の目線に立った営業が行われていたか、といった観点で問題意識を持っており、引き続き、引受証券会社との間で対話を進めさせていただきたい。

5. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」及び「疑わしい取引の参考事例」の改訂について

- 4月10日、パブリックコメントを実施していた「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改訂を行った。パブリックコメントでは21団体・個人から44件のご意見が寄せられ、これらに対する当庁の考え方は配布資料をご確認いただきたい。
- また、4月1日に、「疑わしい取引の参考事例」の改訂を行った。主な改訂内容は以下のとおりである。
 - ・ 仮想通貨取引及び国際テロリスト等に係る取引の事例の追加
 - ・ テクノロジーの進化を踏まえた、匿名化技術やIPアドレス等に着目した取引の事例の追加

- ・ FATF が報告書等で公表している、PEP s や大量破壊兵器拡散等に係る取引の事例の追加
- ・ 金融商品取引業者における現在の実務（株券電子化等）に即した事例の反映

これに記載されている事例は、あくまで参考事例であることや、形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではないこと、さらには、他事象を起因とした個別具体的な取引に係る調査等の中で、参考事例に該当する事象を把握し、当該取引の疑わしさを判断する要素として勘案するといった活用もあり得ることにご留意いただき、日々の業務に当たっていただきたい。

- 当庁においては、今後、改訂したガイドラインに基づき、モニタリングを行っていく。

FATF 対日審査が目前に迫っている中、改訂したガイドラインでは、全ての顧客のリスクを評価し、そのリスクに応じた継続的な顧客管理を行っていくことを求めている。金融機関等においては、その実現に向けて、具体的な計画を策定するとともに、その進捗管理を適切に行っていたいただきたい。

当庁としても、金融機関等に対しリスクに応じたモニタリングを引き続き行っていく。

6. リスク性金融商品販売にかかる顧客意識調査について（インターネット調査結果分析の中間報告）

- 当庁では、「顧客本位の業務運営」の定着・浸透に向けた当庁の金融事業者に対する取組みが、顧客に適切に届いているのかを検証する目的で、インターネット及び郵送による顧客アンケート調査を実施したところ、4月9日、先行して、インターネット調査の分析結果を公表した。

- 主な分析結果は、以下のとおり。
 - ・ 「顧客本位の業務運営」の浸透・定着に向けた金融庁や金融機関の取組みは、顧客より一定の評価を得ている一方、「内容が難しい」といった意見も多く聞かれた。

- ・また、取組みについて金融機関が公表している情報と顧客が求める情報にギャップが生じている可能性が認められた。
 - ・さらに、投資経験者において、ここ2～3年で金融機関の対応が良くなったと感じている者は限定的であり、販売担当者の対応に不満を感じる者が多い。
- 本調査の質問項目についても併せて公表しており、その趣旨は、各金融機関において活用いただき、当方の調査結果との比較分析等を通じ、各金融機関における「顧客本位の業務運営」が、どの程度営業現場に浸透・定着しているか、確認されることを期待しているものである。
- なお、郵送調査については、現在、分析中であり、時期は未定であるが公表を予定。

(以上)